

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月12日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	枚方市	
4. 届出番号	10	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども及び保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年3月7日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	28	
10. 保護評価書の名称	枚方市 子どもの医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書 枚方市 子どもの医療費の助成に関する事務 重点項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;ij_no=&amp;kk_name=%E6%9E%9A%E6%96%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AF%E5%8A%A9">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;ij_no=&amp;kk_name=%E6%9E%9A%E6%96%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AF%E5%8A%A9</a>	
12. 委任関係		▼

執行機関名 枚方市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年枚方市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第4の項

<p>この条例の目的及び趣旨の の該当部分</p>		<p>枚方市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年枚方市条例第19号)による 医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>児童福祉法第1条</p>	<p>枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長)及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>	<p>第1条 この条例は、(子ども)に対して医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、(子どもの健やかな育成)を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>枚方市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年枚方市条例第19号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子どもの医療費の助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ1	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ2	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ3	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ5	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

備考	
----	--